

近畿地方整備局事業評価監視委員会(平成23年度第1回)

議事録

日時：平成23年7月28日(木) 15:00～17:04

場所：近畿地方整備局 第1別館(2階)大会議室

■ 舞鶴港和田地区国際物流ターミナル整備事業 にかかる審議について

【委員長】 それでは、審議に移りたいと思いますが、最初の審議は資料 No. 3の「舞鶴港和田地区国際物流ターミナル整備事業」です。何かご意見ございますでしょうか。

【委員】 委員長1つよろしいか。初めてなので、よくわからないこともあるので、確認の意味で。

1つは、コスト削減のご提案というか、ここに説明がされているんですけども、これは残事業の部分というか、今から手をつけるコスト削減という意味じゃなくて、もともとの案からされたコスト削減の説明というふうに理解すればいいのか。まあ、トンネルはもうつくられているように思いますので、そういうふうに理解すればいいのかという点をお聞きしたいのが1つございます。

【事務局】 そちらにつきましては、おっしゃるとおり事業全体のコスト削減でして、トンネルのほうはもう削減した上で供用してございます。こちらにつきましては、今後工事する際には、のり面のほうを工夫して工事をしていくというようなことで考えています。

【委員】 もう一点は、立体交差化のところなんですけれども、結構大きな便益になっているんですが、外貿コンテナの推計ですが、現状4,000TEUで、将来2万5,000TEUといっても、多分、コンテナの量としてはそんなに大きな量とはいえないんですけども、これは国土交通省のマニュアルにのっとって計算されたらこういう形なったという理解をすればよろしいのでしょうか。

【事務局】 そのとおりでございます。

【委員長】 はい、そのほかどうですか。

【委員】 ちょっと簡単な質問で教えていただきたいんですけども、今、ご説明のありましたガラス会社、これはガラス工場群というふうに解釈すればよろしいんですか、それとも一ガ

ラス製造企業というようなことなのでしょうか。

【事務局】基本的には、背後にある企業の、舞鶴港においては1社と聞いておりますけれども、そちらのガラスの原材料のけい砂を運ぶ船が大型化するというふうに聞いています。

【委員】それは、ガラス製造企業としては非常に大きな市場？。

【事務局】はい、大きいです。

【委員】また後日でも結構です。どの程度の規模で、どれぐらいの国内シェアを保有しているのか教えてください。

【事務局】わかりました。一企業の情報なので、後でお教えします。

【委員】それと、整備をすることによって、現在阪神港のほうに回っている貨物が、舞鶴港のほうにというお話でしたが、4,000個から2万5,000個という先ほどの数字は、阪神・舞鶴合わせての数字でしょうか？ つまり阪神対舞鶴という考え方で、阪神で貨物、取り扱っている貨物が、整備することによって舞鶴のほうに回ってくるのか、あるいはそうではなくて、これを整備することによって阪神・舞鶴両方の、広く言えば日本全体の貨物取扱量がふえるということなののでしょうか？。

【事務局】背後圏の地図をちょっと出してもらえますか。

現状、このあたりに、工業団地がございまして、現在どうしているかという、阪神港を利用した陸上輸送を行っている。このような動きになっているのが大体3万個ぐらいあるというようなことになっております。その相手国は、中国、韓国等の日本海の対岸に限らず、北米、欧州といった世界各地の輸出・輸入コンテナ貨物が神戸港、大阪港も含め阪神港を利用し、このあたりの企業のコンテナ貨物が、3万、正確に言うと約34,000個ぐらいだと思いますけれども、出入りをしているという状況です。

そのうちの、少なくとも、中国、韓国の対岸貨物につきましては、利用のほうを転換してもらおうというようなことで考えています。

【委員】確かに対岸の貨物取り扱いという点では、舞鶴のほうが利便性が高いと思うんですが、しかし考え方としては、これを整備することで日本全体の取扱量がふえるということではなくて、あくまで日本国内の競合の中で舞鶴港が優位になると、そういう考え方なのでしょうか。

【事務局】予測上はそうしています。

【委員長】いいですか。そのほかいかがですか。

【委員】今回の事業評価自体にという意見ではないんですけども、今回、道路の見直しで

増加したというところについてちょっとお伺いしたいんですけども、今の状況、データを見ていますと、この計画時に渋滞はもう予想されたんじゃないかと思うんですが、それが予想されなかったところの、もし原因があればお伺いしたいのと、できればそういうことのないように、計画がしっかりとなされることがよいのではないかなというふうに思うところで

【事務局】貴重なご意見だと思います。当初このようにしたというのは、現在渋滞しているのは、実はこの図で言うところのこちらのほうの、もうちょっと舞鶴市内に行ったところの交差点でして、当初は港湾貨物、港湾の物流と一般交通を分離することによって交通量の円滑化が図れるだろうと。それは、平面交差でも何とかなるんじゃないかというふうに考えていたところでございます。

ただ、危険性の話だとか、昨今、コンテナ車が倒れただとかという話だとか、あと西舞鶴道からスムーズに直結できるようにしたほうが、効率的だということで見直しをしたというようなものでございます。

渋滞というよりも安全性のほうが大きいかなと思っています。

【委員長】ほかよろしいですか。出尽くしましたですか。

今般、港湾政策の考え方が大分変わりました。今までスーパー中枢港湾という言い方をしてきたのですが、このたび国際戦略港湾として東京港と阪神港が重点的に選択されました。国際戦略港湾では、日本国内からフィーダーを集めて、基幹航路のハブとして戦略的に整備する。

それと同時に、量としては圧倒的にアジア間での港湾貨物量がふえてきている。将来を考えると、アジア諸国間の港湾貨物量のシェアが非常にふえてくる。アジアの国際的な競争関係から言いますと、やっぱりポイント・トゥ・ポイントでできるだけ早く貨物を輸送することが重要な時代になってきている。

舞鶴港もそういうアジアでの国際競争に後塵を拝さないように、戦略的に整備を進めていこうということです。その一環として、本日の事業評価の議論が出てきたと、理解しております。

ターミナル整備事業に関して、いろいろご意見をいただきましたけども、この事業の妥当性と、そういうことに関しては特段のご意見はなかったんじゃないかというふうに思っております。

審議結果をご提案させていただきたいと思います。当委員会に提出された資料、説明の範

圃において、おおむね適切に進められており、対応方針（原案）のとおり、事業継続でよいと判断されると、こういうことにさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

はい、ありがとうございます。それでは、そういうことにさせていただきます。

■ 亀の瀬地区直轄地すべり対策事業 にかかる審議について

【委員長】続きまして、資料 No. 4の「亀の瀬地区直轄地すべり対策事業」です。何かご意見はございますでしょうか。——はい。

【委員】地すべりというのは、例えば、1,000m掛ける1,100mの表面的な地点、何か所か、例えば、4カ所なら4カ所、特定というのは4カ所にとって、地すべりが起こったという年があったといたしましたら、それはもともとの地点より、大体で結構ですが、何mぐらい地すべりで動くものなんですか。

地すべりというのは、何か僕は土砂崩れみたいにはあつとこう、もちろん、一番下のほうというんですか、地すべり地域の土塊の一番下のほうの点では川を埋めつくすと、25号線に盛り上がるということで、川をせきとめるというのはもちろんご説明で理解はできるんですが、地すべりの面というのは全部つぶれるわけではなくて、単に上のほうというのが動くだけなんですよね。地すべりが起こったら、大体何mぐらい起こるものを地すべりが起こるというふうに理解したらいいんですかね。

【事務局】地すべりが起こったと判断するのは、土塊全体が動き始めましたら地すべりが起こったという判断になるかと思いますがけれども、実際に動いている事例で見ますと、30mとか、大規模に動くと。

地すべり事業につきましては、先ほどモニタリングを継続するという、実施するというご説明を申し上げましたけれども、大規模に動き始める前に、微小に動いている段階で動きを検知いたしまして、これに対して早期の段階で対応していくということとしておりまして、ですので今後、先ほど申し上げたモニタリングに係る委員会のご意見をいただきながら、基準値ですとか、そういったものについて見極めて、地すべりの発生、この地区についてはどの程度で地すべりが発生したと、危険になっているかということを見極めて進めてまいりたいと思います。

【委員】すいません、もう少し具体的に、端的にお答え願いたいんですけど、例えば、昭和37年に直轄地地すべり対策を開始と書いてあります。じゃあ、昭和37年から今日にまで、

そのある地点、4カ所なら4カ所の地点は何mぐらい地すべりが、今いろいろ抑止効果とか改善措置をされていると思うんですけど、大体平均的には何mぐらい地すべり起こしているんですかという質問なんです。それが100mなのか、30mなのか、3mなのか、30cmなのか、3cmなのかという話なんです。聞いているのは。

【事務局】昭和37年から事業を行っておりまして、それ以降、大きな地すべりとしては、昭和42年の地すべりがございます。その時には水平距離でいきますと大体30mほど動いています。

それ以降は、小康状態になっておりまして、特に大きな地すべりというふうな状況にはなっておりません。

【委員】ありがとうございました。例えば、昭和42年の30m動いたというのは、その期間というのは、1年ぐらいかけて30mぐらい動くんですか、それとも1日で30m動くんですか。

【事務局】たしか半年ぐらいかけてだったと思います。急に動くというわけではなくて、少しずつ動いていますので、余り動いているようには見えませんが、例えば、この地すべりの一番上のほうに亀裂が入るわけで、そこが徐々に広がっていくというのが、1日、2日経つとわかるという状況です。

【委員】ありがとうございました。私の質問の意図は、どうも地すべりというと、何か地が滑って大変危険で危ないように思うんですけども、私、この間、国土交通省さんのおはからいで、この現場、表面を見てきたというか、行ったんですけども、どうも、今全然人もいないし、もちろん家もないんですね。地すべりという言葉にやや、僕、勝手な主観的な思いがあるのかわかりませんが、非常に地がすべって危ないのかともしらなければ、今おっしゃった42年に、例えば、半年間かけて30mずれていくというのは、確かにずれていくと。そこで住居せよとか、そこで営業せよというのは非常に難しいように思うんですね。しかし、そのときだって別に、その上が人がずっと半年間立っていても、陥没して自分が死ぬわけでもないし、土砂に押し流されているわけでもないわけですから、要するに、あれだけの広い地区を全然無人の状態でも何も利用しない状況でいつまでも置いておいていいのだろうかというふうな疑問があります。

例えば、そこに書いてありますレモン、何が適切なのかということか私はよくわからないんですけど、例えば、レモンの木を植えるとか、そんなお話が書いてあるんですけど、草を刈ってずっと、その広い地域何も利用せずにほったらかしにしてあるというのがやや意外な感じ

がします。だから、そこに人を住めという話をしているのではないんですけど、例えば、レモンの木であれば、たとえ地すべりが起こって30m動いて、その年は、レモンの刈り取りというんですか、それができないようには思うんですけども、何かもう少しそういった安全な範囲で、人の立入禁止ではなくして、人の出入りを許して活用ができないものなのかなと思いました。

要するに、危険ではないのではないですかという話なんです。その上に乗って作業をしていたとしてもということなんです。

【事務局】 地すべり地区のうち、国有地になっている部分がございます、そこにつきましては、地元の柏原市と調整しながら、またNPOの方々とも調整しながら、表面管理という部分で、ここにはレモンの木と書いてはございますけれども、桜の木とか、そういう有効利用を図っていただくということで今調整しているところでございます。

【委員】 ありがとうございます。

【委員】 この話に限らず、B/Cのときに、ベネフィットの出し方の話で、私の頭がなかなか理解できないので、今ということではありませんけれども、この会議内でもし簡潔な答えをいただけるとありがたいんですけども、やり方を変えることによって三十幾らというすごい値が出たわけですね。それで、コストのほうは総事業費やってのはよくわかります。便益のほうを過去にさかのぼって一部でもやっていたら、それはプラスアルファされる。それは過去からやってきたんだから、それでいいんだろうなという気もするんですが、今までのやり方と今度のやり方で理屈がどう違うのかということ、できたらどなたか会議中に簡潔に説明いただくとありがたいなと思います。

【事務局】 端的に言って、例えば、橋梁だとか道路ですと、開通しないと便益が発生しないという、こういうことがわかると思いますが、地すべり事業の場合には、例えば、地下水の水を抜くとか、杭を打つことで、その時点でその部分部分で完成してきますので、そういうときに便益が少しずつ発生しているという考え方だということでございます。

【委員】 ということは、この考え方は、すべての一般論ではなくて、この事業に関してはそういうことが成立するということですね。

【事務局】 対策を進めることで、砂防部で全国統一をされ、今回このような形で整理をさせていただいたということです。

【委員】 はい、ありがとうございます。

【委員長】 よろしいですか。——はい。

【委員】その費用のことについて伺いたいのですが、前回事業時との対比表で、前回20年の評価時には、全体事業が800億で残事業がなかったものが、3年後の23年度には、50億積み増しで残事業が出てきたというところで、ここはやっぱりしっかり見ていかなければならないところであると思います。そこであえて伺うのですが、この集中管理施設、この整備について大阪府知事のほうから、管理用施設の整備については府の意見を尊重していただくようお願いしたいとありますが、これはどのような意見であったのでしょうか。

【事務局】将来的には、地すべり対策施設、地すべり区域は都道府県管理になっており、最終的には大阪府で管理していただく形なんですけど、大阪府からこういうものを整備してほしいとのことであり、それを尊重してほしいということでございます。

【委員】そうすると、この管理用施設の整備を促進してほしいという知事の意見ということですか。

【事務局】はい、そうです。

【委員】この土地利用については十分に協議をしてほしい、この土地利用というのは全体の、先ほど写真にありました、あの土地の利用について協議をしてほしいということなんですか。

【事務局】後々の管理の部分がございますので、そういうことにつきまして大阪府さんと十分調整してくださいということですので、現在も調整させていただいていますが、引き続き協議をお願いしたいということだと思います。

【委員】わかりました。

【委員長】ほか、いかがですか。よろしいですか。

すべりには、いろんなタイプの地すべりがございます。私、フィリピンとか中米の地すべりを見てきておりますが、そこでの地すべりは、斜面が崩壊するとかそういうレベルじゃないんですね。町そのものが流れてしまうという、そういうひどい地すべりがいっぱいあるわけです。亀の瀬の地すべりも非常に性質の悪い地すべりだと思います。そういうところはきちっと説明していかないといけないと思います。

それから、せっかくの土地を全く何も使わないというのは、いかに何かももったいない。もうちょっとアイデアとか、そういうものが出せる可能性があるのではないかと、そういうご指摘に関しては、もっともだというふうに思います。

便益の方法、B/Cの方法が、今回から変わったということですが、過去に発生した便益をB/Cの中に入れるべきかどうかということは、本省で公共事業評価の方法を議論をした段階でも中心的なテーマの1つでした。過去の発生した便益を便益評価に入れないというのは、

いわゆる事業が遅延すれば、それだけペナルティーが発生するというか、いわゆるプロジェクトの時間管理というものをしっかりとするために、そういう概念、仕組みを導入してきたといういきさつがあります。

一方で、過去の便益を費用対効果分析に入れれないということは、必ずしも実情に合わないという問題があることは事実であり、それぞれの事業の特性とか、そういうのを踏まえて事業横断的に議論すべき事項だと思います。

ただ、過去には各事業の費用対効果分析の方法を横断的に議論をする場があったんですが、政権が変わってからそういう委員会が一度も開かれていないなあ。費用対効果分析の方法を事業横断的に検討する委員会をぜひ開催してほしいということを、本省に意見として申し上げてほしいと、そういうふうに思います。

今回は、地すべりの事業で、事業の過程の中で便益が発現してきている、そのことを費用対効果分析の中にきちっと反映できるように修正したと、そういう理解をしております。

それでは、いろいろご意見はありましたが、対策事業の審議結果そのものに関しましては、特段のご反対意見はなかったかというふうに解釈させていただきたいと思います。

当委員会に提出された資料、説明の範囲において、おおむね適切に定められており、対応方針（原案）のとおり、事業継続でよいと判断されるということにさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。——はい、ありがとうございました。

■ 足羽川ダム建設事業 にかかる審議について

■ 川上ダム建設事業 にかかる審議について

■ 丹生ダム建設事業 にかかる審議について

■ 大戸川ダム建設事業 にかかる審議について

【委員長】 それでは、続きましてダム事業です。個別の審議に入る前に、ダム事業の再評価について、説明をしていただきます。なお、川上、丹生、大戸川の3ダムにつきましては、前回、平成20年の再評価時の対応方針案に付帯意見がついており、平成21年度の委員会で整備計画策定後の報告をいただいたところであります。

【事務局】 それでは、ダム事業の再評価についてご説明させていただきます。

お手元の資料で、前に映っているパワーポイントと同じ3枚紙の「ダム事業再評価について」というのがありますので、こちらのほうも参照しながらお聞きいただければいいかと思います。

まず、1枚目なんですけれども、今回の再評価委員会でご審議いただくダム事業、全部で6事業ございます。順番に、足羽川ダム、丹生ダム、大戸川ダム、川上ダム、大滝ダム、天ヶ瀬ダム再開発。

これらの事業につきましては、前回評価から3年経過、もしくは足羽川ダムにつきましては、経過措置を適用しているんですけれども、経過5年ということで、規則にのっとって、今回6ダム事業について再評価をお願いしたいというふうに思っております。

一方で、こちらのほうの資料に書いてありますけれども、ちょっと端のほう、検証対象と検証対象外という話がございますけれども、こちらのほうもある程度、委員の先生方、ご案内済みかもしれませんが、現在、再評価の動きとはまた別な流れで、ダム検証というのをやっております、このダム検証の対象になるのが、足羽川、丹生、大戸川、川上の4ダム事業。それから、対象外になるのが大滝ダム、天ヶ瀬ダム再開発という形になりますので、今回、6ダム事業を審議していただきますけれども、検証対象事業と対象外とちょっと分けてご審議いただけるといいかなというふうに思っている次第でございます。

次に行きまして、ダム検証の話をもう少しだけ私のほうからさせていただきたいんですけれども、平成21年10月なんですけれども、当時の国土交通大臣から指示がありまして、国及び水機構が実施しているダム事業については、個別ダムごとに検証を行うということとし、その検証を行っている期間は新たな段階に入らないということをご指示いただいているというふうな状況でございます。

この話の中で、事業の段階につきましては、真ん中黄色く書いてありますけれども、国土交通省のほうでは5段階に定義しておりまして、調査・地元説明段階、用地買収段階、生活再建工事段階、転流工段階、それから本体工事段階と。その時点でもって、それぞれの段階にあると思うんですけれども、それぞれの段階から、次の段階のステップには行かないというようにことを指示いただいている。その間に個別ダムごとに検証を行うというような話になっております。

それから、下側ですけれども、検証対象ダムの選定の考え方なんですけれども、基本的には国及び水機構が実施しているダムすべてにおいて検証を行うということではあるんですけれども、検証対象としない事業というのも一部定められておりまして、すでにダムに頼らない治水対策の検討が進んでいるもの。別な方法でもってやっていこうという方針がなされているもの。あるいは、既存施設の機能増強を目的としたもの。今回の6ダム事業で言いますと、天ヶ瀬ダム再開発事業。これが対象になってきます。それから、ダム本体工事の契約を

行ってというものということで大滝ダム事業。

したがって、この2つの事業は検討対象外ということですので、現在は事業を、鋭意行っているところではございますけれども、この下に書いてあります赤字の4ダム事業については、ダム検証というのをやっているという話でございます。

続きまして、先にダム検証の流れのほうからちょっと見ていただきたい。右側のフローなんですけれども、平成22年9月にダム検証の実施要領細目というのが定められておりまして、この中では、事業実施者、それから関係自治体で検討の場というのを設置して、検証対象ダム事業の点検、それから目的別の検討、後はさまざまな代替案を考えて検証対象ダムの総合的な評価を行って、パブリックコメントでありますとか、あるいは学識経験者、関係住民、地方公共団体の長、利水者等から意見聴取を行って、個々のダムごとに対応方針（原案）、どういうふうにしていくのかというのを決めて、改めてこの事業評価監視委員会にもう一回かけて、最終的に対応方針（案）の決定というような流れでもってダム検証を進めていくという話になっております。

現在、先ほども話をしました4ダム事業についてダム検証の検討を行っておるんですけれども、それぞれ鋭意頑張っておるんですけれども、必ずしも年度内に終わるかどうかというところについては、まだ不明な点もあるということもございまして、もう一方のフロー、左側になりますけれども、こちらのほうは再評価のフローなんですけれども、通常の事業と全く同じように、3年たったらば再評価を行うということでもって、下側に「今回」と書いてありますけれども、事業評価監視委員会の中でもってご審議いただくということを考えております。

したがって、検証ダムにつきましては、現在、ダム検証を行っておりますけれども、その検証結果、対応方針（原案）が作成された段階で、もう一度改めて事業評価監視委員会でもって審議いただくというふうな流れになってくるとい話になってきます。

したがって、少しややこしかったんですけれども、今回の審議におきまして、検証対象ダム、4ダムの再評価につきましては、現在、検証ダムについては、新たな段階に入らず、現在の段階を継続しながら、その間に検証を行うということになっておりますので、今回の再評価につきましては、新たな段階に入らず、現在の段階を継続することの妥当性についてご審議いただきたいというふうに思っている次第でございます。

それぞれ個別に、具体的に言いますと、足羽川ダムにつきましては調査・地元説明段階、大戸川ダム、丹生ダムにつきましては生活再建工事段階、それから川上ダムについては転流

工段階。次の段階に進むためには、ダム検証をやって再評価委員会にもう一回かけてという形になりますので、これらの調査・地元説明段階、あるいは生活再建工事段階、転流工段階でもってやっているものについて、継続することの妥当性についてご意見を伺いたいというふうに思っております。

したがって、これから個別ダム事業ごとに説明させていただきますけれども、まずは検証ダムの4ダム事業につきましては一括でもって説明させていただきます、その後に残りの2ダム事業についてご審議いただくというような運びでもってお願いしたいかなというふうに思っている次第でございます。

【委員長】 それでは、検証ダム4件について、合わせて審議をしたいと思いますが、何かご意見ございますでしょうか。——はい、お願いします。

【委員】 最後の大戸川で、建設が遅れれば遅れるほどB/Cが下がっていくわけですね。これは、何となくわかるんですけど、実際になぜ下がるんですか、主要因はなんですかと聞いたら、何とお答えになりますか。

【事務局】 現在価値化の観点でもって、どんどん下がっていくという形になります。

【委員】 現在価値で下がっていくということは、その価値の……

【事務局】 投資効果が出るのがずっと先のほうになってきますので、その時点の現在価値化を行っていくという形になっている。先になっていけばいくほど、現在価値化の観点でもって便益のほう下がってくるという形になります。

【委員】 わかりました。

【委員長】 今まで投資した費用に利子がついていく、ふえてくるという理解でいいですね。

【事務局】 そうです。今までの投資。

【委員長】 いかがですか。これ、検証作業はいつごろ結果が出るのかな。

【事務局】 鋭意頑張っておまして、できるだけ、1日でも早くという気持ちでやっております。

検証ができた暁には、改めてこの場でもってご説明させていただきたいというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

【委員長】 ここでの論点は、事業が新しい段階に入っていないということの評価することではないのでしょうか？

【事務局】 そこは、新しい段階に入らないことというのが大臣指示でございますので、それぞれ、例えば、川上ダムにつきましては、先ほどの説明の中でもって生活再建の道路をやっ

ているという話をしていますけれども、転流工の工事は既に一部終わっておりまして、生活再建の工事については、その前段階のやつですので、その部分をやっているということで、川上ダムについては本体工事に入らないという形でもって、厳格に運用しているというような状況でございます。

【委員長】 どうですか。よろしいですか。

【委員】 待っていないと仕方ないということなんですね、要するに。

【委員】 このフリーズの状態というのは、どれぐらい続いているんですか。3年前も？

【事務局】 フリーズの状態ですよ。

【委員長】 凍結。

【事務局】 凍結の状態ですよ。平成21年10月の段階でもって、新たな段階に入りませんという話をして、現在検証をしておりますので、その検証が終わるまでの間は次の段階に入らない。フリーズというか、その中での最低限のものだけをやっていくと。各段階での最低限のものだけをやっていくと。次のステップに入らないという形ですので、検証のほうをできるだけ早めにやって進めていく、あるいは別な手法でもってやっていくというような判断を早く下すという方向でもって鋭意頑張っているという状況です。

【委員】 余計な質問するかもしれませんが、要は、とにかくフリーズだから、検証作業を早くしますという答えなんですね。それプラスアルファ何かというのはない。

【事務局】 そのとおりでございます。

【事務局】 確かにわかりづらい形で、今日この監視委員会にお諮りしている、心苦しいところであります。

本来だと、先ほどお示しましたように、ダム検証というものを終わって、その対応方針原案を早くまとめて、この監視委員会にお諮りするというのが本来の姿だろうと思っています。言いわけ等があるわけですが、大震災の関係とかでいろんな準備がおくれたりとかいうこともあります。

ということで、本当に、こういう表現がいいかどうかあれですけど、フリーズ状態が長く続くということは決してよくないことだろうとは思っているんですが、早くいろんな、ダムに頼らなかったとしたら、別の方法で何があるのか、いろんなことを検討しなさいということで、全国のダム検証ダムすべてに言われていることですが、その検証をする材料を今準備しているという状況でございますので、これを早くして、ご議論いただけるようにしたいというふうに思っております。

4ダムが対象でありますけれども、早く検証が終わるであろうと思うものと、少し長引くだろうと思われるものがございます。いずれにしても、早く対応方針原案を決めて、この状態から早く脱したいというふうには思っております。

したがって、今日本当に中途半端な形でお話しするのは恐縮ですけども、できましたらこの検証が早く終わるように、事業としては検証作業をやっていく上でも、この事業が必要になっておりますので、継続ということをお願いできればというふうに思っております。

【委員長】最後の対応方針の原案、もう一遍スライド、これが対応方針。読み上げませんが、この新たな段階に入らず、現在の段階の事業を継続すると、こういうことですが。この対応方針原案ということによろしゅうございますか。——はい、どうぞ。

【委員】一番最初の段階にある足羽川ダムなんですけれども、これの事業費のことも少しお伺いできますでしょうか。

【事務局】事業費の何をでしょうか、実施している事業ということでしょうか。

【委員】ご説明のときに疑問に思ったんですけど、調査・地元説明の費用が、こういうダムの工事だと何億円という単位から見ると小さいんですけども、普通のほかの事業から考えると非常に大きな事業を、実際ハードを動かしてない段階でとられているということをもう少しお伺いできますでしょうか。

【事務局】調査・地元説明段階というのは、基本的にはダムをいよいよつくるぞということで、地元の方のご理解をいただくということと、それに伴って次に来るのが補償基準の妥結というものが次に控えているんですけど、補償基準を算定するためには、ダムに沈む地域の、いわゆる水没地の補償金の元となる土地の代金とか、家屋の代金とかを算出するための現状の調査をする必要があります。そういったものを用地調査と呼んでいるんですけども、そういったものをやっていたというのが1つと、現在、先ほどの言葉をかりるとフリーズという形になるんですけど、そういった段階で今やっているものとしましては、環境調査、これ実は環境影響評価法に基づく環境アセスというものをまさに実施中でございました。準備書の報告をやった段階でこのような状態になったんですけど、あと評価書を出すだけという段階だったんですけど、それに係る環境調査ということで猛禽類調査だとか植物調査、あと水理・水文調査ということで、雨の時時刻刻の状況の把握とか、川を流れている水の流量を把握する、そういったものの調査をやっておりまして、年間大体5億円ぐらいの状況ということでございます。

【委員】環境影響評価に5億円かかっているという意味じゃなく、全体でという。

【事務局】はい、今話をしましたように、用地関係の調査の関係、それから環境影響評価と、それからあとは水文関係の調査。それと、そういうものを進めていくに当たっての事務費等々も入れて、総額でもって大体5億円というような事業費でもって行っているというような状況です。

【委員】5億円のレベルがどの程度、普通の環境影響評価でもそれぐらいかかるのかとか、ちょっと比較基準がないので何とも言えないんですけども、これが延びれば延びるほど継続的にかかっていく、同じようにという……。

【事務局】環境影響評価については継続的、環境影響評価とそれから水文調査については、これはどこかで切ってしまうと継続性がなくなってしまうということなので、これは続けていかざるを得ないかなというふうに思っております。

あと、用地調査についても、年度がたちますとまたいろいろ変わってくるということでもって、あんまり間があいちゃうと、もう一回なんて話になってきますので、そういう点でもしっかりと方向性を早くつけたいというふうに思っている次第です。

【委員長】いいですか。よろしゅうございますね。ありがとうございました。

■ 天ヶ瀬ダム再開発事業 にかかる審議について

【委員長】それでは、検証対象以外のダムの再評価に移りたいと思いますが、続きまして資料No. 9の「天ヶ瀬ダム再開発事業」です。

なお、先ほどの川上、丹生、大戸川の3ダムと同じく、前回平成20年の再評価時の対応方針案に付帯意見がついております。

【事務局】これまでの経過説明ということで、前回評価、平成20年7月にこちらの事業評価監視委員会でご議論いただきまして、前述の4ダムと同じように、河川整備計画が策定された時点におきまして、事業再評価を位置づける旨、事業評価監視委員会に報告ということで位置づけていただきまして、平成21年3月に河川整備計画が策定された後、河川整備計画におきまして、天ヶ瀬ダム再開発事業による天ヶ瀬ダムの放流能力の増強を行うという、位置づけられたということについて、平成21年8月の21年度第1回事業評価監視委員会でご報告をさせていただいたという経過でございます。

【委員長】天ヶ瀬ダムについて、何かご意見をいただけますか。——よろしいですか。

それでは、特段のご意見がないということにさせていただきたいと思っております。

それでは、天ヶ瀬ダムの再開発事業ですが、当委員会に提出された資料、説明の範囲にお

いて、おおむね適切に進められており、対応方針（原案）のとおり、事業継続でよいと判断されるといたしたいと思います。よろしゅうございますか。

■ 大滝ダム建設事業 にかかると審議について

【委員長】 それでは、続きまして、資料No. 10の「大滝ダム建設事業」です。

ご意見ございますでしょうか。——よろしいですか。

残りの2%とおっしゃるのは、さっきの用地買収費用のことですか。

【事務局】 はい。用地買収と、後片づけと申しますか、いわゆる機械ものを置いていますので、その片づけ代でございます。

【委員長】 片づけ代。まあ、もうほとんど終わっているという。——よろしゅうございますか。

それでは、大滝ダム建設事業の審議結果ですが、当委員会に提出された資料、説明の範囲において、おおむね適切に進められており、対応方針（原案）のとおり、事業継続でよいと判断されるということとさせていただきます。ありがとうございました。

それでは、本日の審議については以上で終わります。

■ 事業評価監視委員会審議、議事録（速報版）の確認 について

【事務局】 委員の皆さん、長時間にわたりまして審議ありがとうございました。

それでは、議事録の速報版を作成いたしましたので、確認をさせていただきます。

審議結果でございます。1点目の「舞鶴港和田地区国際物流ターミナル整備事業」でございます。これにつきましては、審議の結果、この事業の再評価につきましては、当委員会に提出された資料、説明の範囲において、おおむね適切に進められており、対応方針（原案）のとおり、事業継続でよいと判断されるということとございました。

2番目の「亀の瀬地区地すべり対策事業」、これも同様でございます。対応方針（原案）のとおり事業継続でよいと判断されるということとございました。

次に、検証ダムの1つ目、「足羽川ダム建設事業」でございます。これにつきましては、対応方針（原案）のとおり、新たな段階に入らず現在の段階、調査・地元説明段階を継続することでよいと判断されるということとございました。

検証ダム2つ目の「川上ダム建設事業」でございます。これも同様でございますが、対応方針（原案）のとおり、新たな段階に入らず、現在の段階、転流工段階を継続することでよ

いと判断されるということでした。

裏に入ります。

検証ダムの3つ目でございます「丹生ダム建設事業」でございます。これにつきましても、対応方針（原案）のとおり、新たな段階に入らず、現在の段階、生活再建工事段階を継続することでよいと判断されるということでした。

検証ダムの最後、「大戸川ダム建設事業」でございます。これも同様、対応方針（原案）のとおり、新たな段階に入らず、現在の段階、生活再建工事段階を継続することでよいと判断されるということでした。

次に、「天ヶ瀬ダム再開発事業」でございます。これにつきましても、対応方針（原案）のとおり、事業継続でよいと判断されるということでした。

最後、「大滝ダム建設事業」、これにつきましても、対応方針（原案）のとおり、事業継続でよいと判断されるということでした。

以上でございます。

【委員長】 議事録、これによろしゅうございますか。

【委員】 質問なんですけど、各委員からの質問とか意見というのは、別途また公開されるのでしょうか。

【事務局】 先生から今お話のありました議事録につきましては、別途確認をさせていただきまして、それを細かく、確認できたものを公表するというようにしてございます。

【委員】 質問の趣旨は、前回の評価委員会で、どういうご意見が出たかというのを事前にもう少し勉強しておけばよかったなと思いましたので、できれば次回は、前回の議事録、皆様のご意見をいただけたらと思います。

【事務局】 はい、承知いたしました。

【委員長】 それでは、議事録速報版につきましては、お手元の資料のとおり確認させていただきたいと思います。速報版です。そのほか、事務局より皆様にお知らせされることはございますか。

【事務局】 特にございません。

【委員長】 ほか、委員の先生方から何か。よろしゅうございますか。

それでは、意見がないようでしたら、本日の審議を終了します。

【事務局】 それでは、以上をもちまして、平成23年度第1回近畿地方整備局事業評価監視委員会を閉会といたします。

本日は、長時間のご審議まことにありがとうございました。

[議事録終わり]